

富山県内水面漁場管理委員会議事録

1 開催の日時及び場所

日時 令和3年7月29日(木) 午後1時30分から午後2時30分
場所 森林水産会館 33号室

2 出席委員

田中篤人、山本勝徳、笠井廣志、中田眞一郎、中田礼子、角眞光彦、藤田信弥、
堀井律子、(欠席委員：なし)

3 議長

富山県内水面漁場管理委員会 会長 田中篤人

4 委員会の成立

定員の過半数の委員が出席していることから、漁業法第145条第1項及び第173条の規定に基づき、当委員会は成立。

5 議事録署名委員の指名

藤田信弥、角眞光彦

6 水産漁港課職員

矢野課長、小善課長補佐、川口主任

7 事務局職員

渡辺事務局長

8 付議事項(議題)

(1) 富山県内水面漁場計画について(諮問)

事務局より、資料1-1に基づき、漁業法が改正され、令和3年度中に新たな富山県内水面漁場計画を策定する必要があり、その手続の一環として、県から内水面漁場管理委員会に諮問があったこと、また、委員会からの答申の際には、事前に公聴会を開催して利害関係者からの意見聴取を行う必要があることが説明された。

委員からの質問等はなく、続けて、資料1-2により、公聴会の開催の公示案及び富山県内水面漁場管理委員会の公聴会に関する手続規程が説明された。

事務局から、公聴会開催日について令和3年8月24日（火）の提案があり、一同了解した。

中田眞一郎委員から、計画中の「存続期間」が「平成28年～」とされているのは何故かという質問があり、県から、計画は漁業権免許の内容を定めるものであり、免許の存続期間は漁業法改正後も10年から変わりはない。漁場計画だけが5年で見直すことが可能となっているものである旨説明があった。

藤田委員から、公聴会開催公示案中の付記にある発言の要旨を提出する期限をあらかじめ決めては如何かとの意見があり、事務局から提案のあった公聴会開催の3営業日前までとする案に一同賛同し、期限を令和3年8月19日（木）とすることが決められた。

田中会長から、漁業法には利害関係人の意見を聴くとあるが、利害関係者かどうかの事前確認はあるか、また、発言内容要旨の様式などは決められているか、と質問があり、事務局から、利害関係人の事前確認はその職業や発言内容で判断する、また、発言内容要旨の様式は特に定められていない、と回答があった。

藤田委員から、公聴会において委員は発言内容等について弁明するのか、という質問があり、事務局から、弁明、討論等は公聴会の場では行わず、聴くだけとなる。必要があれば、別途開催の内水面漁場管理委員会において討議する、と回答があった。

田中会長から、公聴会に意見が提出された場合は、必要に応じて事前に委員に通知することが提案され、一同了解した。

公聴会の開催について、資料1-2の公示案のとおり発出することで、一同了解した。

(2) コイヘルペスウイルス病のまん延防止にかかるコイの放流制限および遺棄の禁止について（協議）

県（水産漁港課）から資料2-1により、これまでの経緯、委員会指示の必要性、指示の内容について説明が行われた。

藤田委員から、昨年も話しが出ていたが、県内での発生は平成21年以降無いことから、今後ずっと続けていって良いものかどうか疑問がある、県の考え方を聞きたいと発言があった。

矢野水産漁港課長から、全国的に措置が実施されていること、また、県内での発症はないものの、疑わしい症例が毎年みうけられることから、現状で指示を出さないという判断はできない、と回答があった。

他に意見・質問が無く、事務局から委員会指示案が示され、審議の結果、案のとおり委員会指示を発出することが決定された。

(3) 有効利用を目的としたさけ釣獲調査にかかる特別採捕許可の取扱方針の一部改正について（協議）

県から、資料3に基づき、サケ有効利用釣獲調査にかかる特別採捕許可の一部改正について説明があった。

釣獲調査にかかる取扱方針は、県内水面漁業調整規則に基づいて定められていたが、漁業調整規則が海面と一本化され、調整規則を引用していた取扱方針の一部が条ずれとなったことからこれを措置するものであり、内容に変更がないことが説明された。

藤田委員から、本県で釣獲調査を実施しているのは小川だけで、平成27年からの結果の積み上げもあり、他の河川関係者も参考にしたいと考えているであろうから、調査結果やメリット・デメリット、手続きについて公表していただけないか、という意見があった。

中田眞一郎委員から、全国的に広く実施されており、隣県の新潟県の河川でも実施されているので、これら他県での結果も判ると、本県との比較ができるのでありがたい、と意見があった。

矢野水産漁港課長から、小川での調査結果の報告はあがってきており、メリット・デメリットを整理して提示することができないか、検討したい。また、全国で8道県16河川において釣獲調査が実施されているが、結果の詳細は把握していないので、全国的な実態までは整理できていない状況にある。県内でも調査実施希望河川があることは承知しているが、デメリットもあるので、これらをどう進めていくかは今後の課題とさせていただきたい、と回答があった。

他に意見はなく、取扱方針の一部改正については、案のとおり進めることとなった。

(4) 婦負漁業協同組合内共第11号及び第12号第五種共同漁業権遊漁規則の一部改正について（協議）

本件は、婦負漁業協同組合から「やまめ、いわな、(こい) 竿釣」の日券を新設する遊漁規則の改正について事前協議があったものであり、県から、資料4に基づき改正に至った背景、改正内容に対する県の見解、遊漁規則の変更認可申請の手続き等について説明があった。

併せて、県の意見としては、今回の変更は、遊漁者の要望に応えるかたちの変更で、日釣券の価格も妥当であると考えられ、この事前協議については、了承したい、と説明があった。

委員からの意見・質問等はなく、次回以降の委員会での諮問に向けて、事務手続きを進めることとなった。

(5) 全国内水面漁場管理委員会連合会通常総会の概要について（報告）

事務局から資料5により、報告が行われた。

委員から質問、意見等はなかった。

(6) 次回委員会の日程について

次回の委員会は、令和3年8月24日（火）13:30 から公聴会を、公聴会終了後引き続き、委員会を開催することを申し合わせ、散会した。

以上のとおり、相違ないことを証するため署名する。

令和3年7月29日

議長

署名委員

署名委員
